

住宅金融公庫融資案内

昭和四十五年度の住宅金融公庫の融資が次の要綱により行なわれる予定でありますのでお知らせいたします。

一般個人住宅

一 申込資格

住宅困窮者で家族が一人以上で自己資金が調達できること。又確実な保証人があること。

二 対象となる建物

専用住宅の場合三〇平方米以上一二〇平方米以内。又併用住宅の場合は非住宅以上一二〇平方米以内であること。

三 貸付対象面積

建築面積一戸当たり四六平方メートル以内。

四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五 利率、償還期間

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六 申込受付

農山漁村住宅五月と八月の一回の予定

七 貸付対象額の七割五分以内

建築面積一戸当たり六〇平方メートル以内。

八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

九 貸付対象額の七割五分以内

建築面積一戸当たり四六平方メートル以内。

十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十一 貸付対象額の七割五分以内

建築面積一戸当たり六〇平方メートル以内。

十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十三 貸付対象額の七割五分以内

建築面積一戸当たり四六平方メートル以内。

十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

二十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

三十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

四十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

五十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

六十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十八 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

七十九 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十一 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十二 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十三 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十四 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十五 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十六 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

八十七 貸付金

年五分五厘、木造の場合で十八年以内。

年度の町予算決まる

総額563,031千円

般會計

歲入

歲出

田講会は開いたる結果
報酬、議会事務局費
て人件費二充てられ

円で前年対比二五%増の大型予算であり、越小建設第二年次を迎える財政需要のピークにあたり越小建設事業費一億八〇〇万円をはじめ公営住宅、道路改良等建設事業費には、予算総額の四四・二%と重点的に配分し立ち遅れている。社会資本の充実を目指しています。

問題についても明四十六年度から標準税率の適用について検討される見通しとなります。

内容は別表のとおりです。

歳入

町議会に関する経費で議員報酬、議会事務局費等主として人件費に充てられるもので一、〇九一万円が計上されています。

○議会費

歳出

前年度当初予算との比較

款 名	入		出	
	昭和45年 予算額	構成比 (%)	昭和44年 予算額	構成比 (%)
1 町自動車取得税交付金	95,088 4,000	22.3 0.9	84,432 3,000	24.7 0.9
2 地方交付税	170,000	39.9	120,000	35.1
3 交通安全対策特別交付金	70	—	100	—
4 分担金及負担金	10,715	2.6	9,018	2.7
5 使用料及手数料	7,840	1.9	7,109	2.1
6 国庫支出金	37,059	8.7	51,680	15.1
7 県支出金	9,158	1.9	11,445	3.3
8 財産収入	9,953	2.4	4,727	1.4
9 寄附金	850	0.2	1,016	0.3
10 繙入金	40,500	9.5	500	0.1
11 繙越金	5,000	1.3	6,000	1.8
12 諸収入	6,802	1.5	6,840	2.0
13 町債	29,600	6.9	36,000	10.5
合計	426,635	100.0	341,867	10.0
			合計	426,635
				100.0
				341,867
				100.0

着工第二年次を迎える 越小建設に一億八〇〇万円

昭和四十五年度の越路町一般会計予算は、総額四億二、六六三万五千円となり特別会計の国民健康保険は九、八六八万四千円、簡易水道二六八万二千円、ガス事業三、五〇三万円、で総予算規模は五億六、三〇三万一千円と大方に膨張しました。

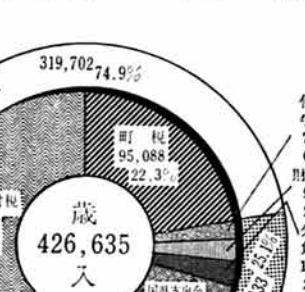
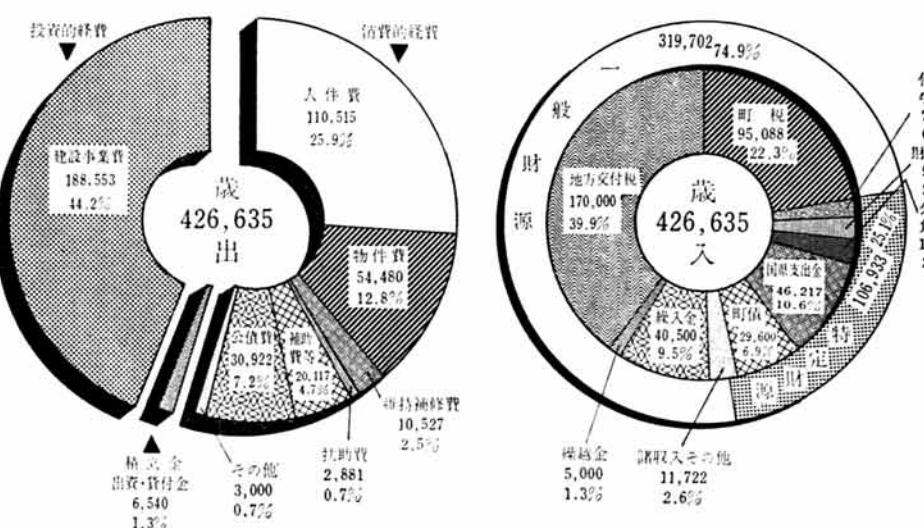
一般会計では越小建設事業費等教育費の伸びが主たるもので前年に比べ二五%八、四七七万円の増加を示し、国保会計で、一、〇一〇万円の増加となっています。

以下各予算の概要をお知らせします。

社会福祉、児童、老人福祉、園児数の多い保育所における
園児数の多い保育所における
部落からの世話係に対する貢
金補助二八万円児童遊園の新
設（神谷）一八万円等を計上
福祉行政の拡充に努めていま
す。

総額一、一三〇万円で前年
に比べ四三〇万円の増となつ
ており、母子栄養強化事業に
おける補助対象以外の全妊娠
についてミルク等六カ月間支
給することになり、昨年に引
続いて胃ガン子宮ガン検診の
補助一七万円を計上成人病対
策に取り組むことになつてい
ます。

國民建康保僕事業特別會社



(単位 千円)

万円が計上されごみ処理の具体的な施策に一步を踏み出すことになりました。この外部落内排水路整備補助七〇万円等が見込まれています。

総額七、〇三〇万円が計上され前年比較八八五万円増となつてゐる。

町道改良については、新規継続を含わせ一四路線を対象とし、県貸付金一、〇〇〇万円を含めて二、六〇〇万円を計上して整備促進を図る外県道改良負担金は七五〇万円が見込まれています。

冬期間の道路除雪拡充のため、除雪機械借り上げ、ブルのオーバホール等に三〇〇万円計上対策に万全を期して います。

住宅費は、一、六一五万円を計上昨年同様来迎寺地区に公営住宅一〇棟を新設し既存住宅の一部を払下げ処分して施設の更新を進める計画となつて います。

都市計画費は、区域の線引を決定後具体的な開発計画を准 備するため、經常事務費のみ

越小建設事業関係では、一、二〇〇万円で教室棟の完成と債務負担行為による体育馆の建設に着手する予定であり、この外塙小体育馆屋根修理一一二万円、東谷小教室庄

金に充てらるるもので、結果として、三、〇九二万円で前年に比べ二六八万円の増加となつてゐる。内訳は、償還元金一、三五万円、利子一、〇五七七円、一時借入金利子一〇〇三円であります。

事業特別会計

歳入	歳出
----	----

予算総額は別表の通り歳入歳出それぞれ九八、六八四円であり、前年度に対し〇、一三三千円上廻る規模であります。

力が払われ編成されております。

歲

入

事業特別会計

歳入についてみますと、保険料は医療費改定及び受診率の上昇が見込まれるため、総歳入についてみると、歳出それぞれ九八、六八四千円であり、前年度に對し一〇、一三二千円上廻る規模であります。

予算総額は別表の通り歳入力が払われ編成されておりま
す。

三、〇九二万円で前年に比べ二六八万円の増加となつている。内訳は、償還元金一、九三五万円、利子一、〇五七万円、一時借入金利子一〇〇万円であります。

項目	前年	本年
建設事業費	188,553	44,2%
其 他 費	110,515	25,9%
合計	426,625	

Category	Amount (千円)	Percentage (%)
人件費	54,480	12.8%
公債負担	30,922	7.2%
積立金	20,117	4.7%
維持補修費	10,527	2.5%
扶助費	2,881	0.7%
その他	3,000	0.7%
出資・貸付金	6,540	1.3%

得、給与所得があれば合算して課税していたが今回の改正で他の所得と分離して計算することとし、長期間持つていた土地や家屋、短期間持つていた土地や家屋などを譲渡した所得の取扱いが変わることに改められました。

■越路町監査委員条例の一部改正。

監査委員が毎月行う現金出納監査の日と決算審査意見書を町長に提出する期日を改めました。

■越路町ガス事業の設置に関する条例の一部改正。

ガス供給量の増加に伴い一日最大供給量を二、〇〇〇立方㍍から五、〇〇〇立方㍍に改められました。

専決処分関係

専決処分關係

宿泊料について

■ 甲地 三、五〇〇円
(改正前三、〇〇〇円)

乙地 二、一〇〇円
(改正前一、〇〇〇円)

費用弁償 六〇〇円
(改正前五四〇円)

■ 町非常勤の特別職の報酬が別表のように改められました。

■ 消防団関係の報酬及費用弁償が別表のように改められました。

■ 越路町税条例の一部改正。
譲渡所得の課税について土地問題の解決のため大巾な改正が行われたもので、これまでの譲渡所得は外に事業所

定について。
失われつゝある町の文化財
を後世まで保存するため町内
にある著名な（個人所有も含
む）有形・無形文化財をこの
度新しく条例を設け保存する
ことに決めたものであります。
■町職員の給与に関する条例
の一部改正。
■町職員の休日、休暇に関する
条例の一部改正。
■町職員の定数条例の一部改
正。
右三件は尚審議する必要が
あるとして総務文教委員会に
付託となりました。

強化など現状に即するようにしたもの。

昭和四十五年度予算を中心とした。会期を二十八日まで十
予算及び補正予算、条例・
止に関する請願」、「学校生
についての請願」。を除く
となり、会期を一日残し三
主なる概要は次のとおり

心に審議する三月定例町議会は八日間と定め一般会計当初予算請願・陳情などが提案され「市從保育園児輸送のためのスクールはいづれも原案通り可決又は二十七日閉会となりました。

越路町文化財保護条例を制定

三明三列可義

條例關係

国民健康保険事業会計			
歳 入	(単位 千円)		
款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 国民健康保険料	39,241	36,444	2,797
2 一部負担金	1	1	—
3 使用料及手料料	8	7	1
4 国庫支出金	55,242	48,974	6,268
5 県支出金	16	6	10
6 財産収入	402	230	172
7 繰越入	3,000	2,272	728
8 繰入	500	500	—
9 諸合	274	118	156
	計	98,684	88,552
			10,132

款	本年度 予算額		前年度 予算額	比 較
	費	費		
總務	5,144		4,759	385
保險	89,030		78,781	10,249
保健	1,932		1,718	214
基金	383		210	173
施設	10		10	—
積貯	2		2	—
基				
公				
諸				
子				
合				
	計			
	2,183		3,072	△ 889
	98,684		88,552	10,132

歳出中約九〇%を占める保険給付費は、給付率（額）が前年度と変らないにもかかわらず医療費の値上に対する増加と自然増で前年度に比較し一〇、二四九千円多い八九、〇三〇千円を計上いたしておられます。

内訳としては、療養諸費が八七、七四七千円でその他の給付費として、助産諸費八〇〇千円、葬祭諸費三三〇千円、育児諸費一五三千円であ

ります。又被保険者の健康管理や疾病予防等のご相談に応ずる保健婦活動費としての保健施設費は一、九三三千円を計上しております。その他基金積立金を三八三千円、予備費を一、一八三千円計上いたしております。今年度も、被保険者全員が健康で明るい毎日を過ごされて健全な住みよい町づくりに御協力下さるようお願い申し上げます。

ガス事業会計

ガス事業

業会計

ガス事業会計収益的収入及び支出

収入		(単位 千円)		
款	項	本年度予定額	前年度予定額	比較増減(△)
ガス事業収益		35,030	30,906	4,124
1.製品売上		29,891	26,242	3,649
2.営業雜益		5,095	4,640	455
3.営業外収益		44	24	20

款	項	本年度 予定額	前年度 予定額	比較增 減(△)
ガス事業費用		35,030	30,906	4,124
1. 売上原価		8,065	7,078	987
供給販売及び		16,617	14,892	1,725
2. 一般管理費				
3. 営業雑費		4,487	3,964	523
4. 営業外費用		4,627	4,923	△ 296
5. 予備費		1,234	49	1,185

昭和四十五年度予算を中心審議する三月定期町議会は、三月十一日招集されました。会期を二十八日まで十八日間と定め一般会計当初予算をはじめ、国保・ガス・簡水予算及び補正予算、条例・請願・陳情などが提案され「市町村立学校教職員の宿直廃止に関する請願」、「学校生徒保育園児輸送のためスクールバス購入に対する助成願いについての請願」を除く外はいずれも原案通り可決又は承認、閉会中委員会経続審査となり、会期を一日残し三月二十七日閉会となりました。
主なる概要は次のとおりであります。

■町議会議員、町非常勤の特別職員及び町議会出席者、公聴会参加者、農業委員会の証人などの旅費、費用弁償が改正になりました。

歳入		(単位 千円)		
	款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1. 使 用 手 料	及 料 数 び 料 及 金	1,787	1,655	132
2. 線 越 線 金	越 込 金	800	1,000	△ 200
3. 諸 収 諸 入	収 入	95	95	—
合	計	2,682	2,750	△ 68

款	本年度予算額		比較
	前年度予算額		
1. 総務費	343	347	△ 4
2. 工事費	350	650	△ 300
3. 維持修繕費	1,051	896	155
4. 公債費	698	698	—
5. 災害復旧費	50	50	—
6. 予備費	190	109	81
合計	2,682	2,750	△ 68

して欲しいという要望は特別委員会を設けて内容の審査を付託されました。

・岩野・金ヶ島区長外区民一同より提出された請願で、越路小学校に統合したことに伴い地区学童が登下校、特に冬場など通学に困難のことからスクールバスの購入と県道、町道を拡張整備願いたいという要望で総務文教委員会に付託となりました。

・新教組越路町班々長外六名より提出された請願は市町村立学校における宿泊直を廃止願いたいという願出であるが目下のところ県の指示、他町

村の状況などを見ることと
保留となりました。

○西谷区長外七名より提出
れた陳情で、同地区木和田保
部落は西谷奥地の雪深い
びの寒村（戸数六戸）で過
現象を来たしていることか
この際部落ぐるみで西谷地
へ下山したいが物価騰貴で
費多端となり敷地、住宅新
費購入至難でこの一端を助
してほしいという要望で、
代のすう勢によることとし
てはざまに押されました。

○菅沼区長代理外三三名よ

提出された陳情は、学校バス、保育園児輸送のためスクールバス購入にたいし町費賃成して欲しいという願出で、その願意も尊重したいが諸般のことがら等で保留になりました。

その他

○町道の認定について。
次の路線が町道として認定されました。

そ
の
他

